税　　申告書（　　年分・　年　月　日相続開始分）に係る

受付印

申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）33の2①（資）

年　月　日
殿

※整理番号	

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（　）　－
書面作成に係る税理士	氏名	
	事務所の所在地	電話（　）　－
	所属税理士会等	税理士会　支部　登録番号　第　号
税務代理権限証書の提出		有（　）・無
依頼者（複数人の場合は別紙に記載すること）	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　－
相続税の場合	被相続人の氏名	
	被相続人の住所	

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。

1　提示を受けた書類等に関する事項

書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等

2　自ら作成記入した書類等に関する事項

書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等

※事務処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・　・		・　・	・　・

※整理番号	

3　計算し、整理した主な事項

(1)

区　　分	事　　項	備　　考

(2)

(1)のうち個別的・特徴的な事項	備　　考

※整理番号	

4　相談に応じた事項	
事　　項	相　談　の　要　旨

5　総合所見

6　その他

※整理番号	

＊追加記載する事項		
A		
B	C	D

＊追加記載する事項		
A		
B	C	D

申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）の記載要領

1　「書面作成に係る税理士」の「事務所の所在地」欄には、この書面を作成した税理士が税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地（税理士法人の従たる事務所に所属している場合は当該従たる事務所の所在地）を記載してください。

2　「税務代理権限証書の提出」欄には、この書面を添付する申告書の納税者に係る法第３０条に規定する書面の提出の有無を○で囲んで表示し、「有」の場合には、法第２条第１項第１号に規定する税務代理の委任を受けた税目を（　）内に記載してください。

3　依頼者が複数人いるため「依頼者」欄に記載しきれない場合には、別紙に依頼者各人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地を記載してください。

4　「３　計算し、整理した主な事項」欄の記載要領は、次のとおりです。

イ　(1)の「区分」欄には、取得財産、債務等を記載してください。

ロ　(1)の「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度等を記載してください。

ハ　(1)の「備考」欄には、「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載してください。

ニ　(2)の「(1)のうち個別的・特徴的な事項」欄には、(1)に記載したもののうち、個別的・特徴的である事項について、その内容を簡記し、その詳細等を「備考」欄に具体的に記載してください。

5　「４　相談に応じた事項」欄には、法第２条第１項第３号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を「事項」欄に記載し、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等を、「相談の要旨」欄に記載してください。

6　「５　総合所見」欄には、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載してください。

7　「６　その他」欄には、「１　提示を受けた書類等に関する事項」欄から「５　総合所見」欄までの各欄に記載した事項以外の事項で、記載すべき事項（例えば、申告書の作成に関し、計算し、整理した事項以外の事項で個別的・特徴的である事項や、税理士が行う納税者の帳簿書類の監査の頻度、納税者の税に関する認識、申告書作成に当たって留意した事項など）があれば記載してください。

8　「＊追加記載する事項」の各欄は、「１　提示を受けた書類等に関する事項」ないし「６　その他」の各欄を使用しても、なお記載しきれない場合に使用してください。

（注）１枚で記載しきれない場合は、更に追加して使用してください。

この場合、「A」欄には、「１　提示を受けた書類等に関する事項」ないし「６　その他」の記載し

きれなかった項目名を記載し、「B」欄から「D」欄には、下表のとおり、「A」欄に記載した項目名の区分に応じて、それぞれ右の「B」欄から「D」欄に掲げる項目名及びその内容を記載してください。

「A」欄	「B」欄	「C」欄	「D」欄
1　提示を受けた書類等に関する事項	書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等	
2　自ら作成記入した書類等に関する事項	書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等	
3　計算し、整理した主な事項(1)	区分	事項	備考
3　計算し、整理した主な事項(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項	備考	
4　相談に応じた事項	事項	相談の要旨	
5　総合所見		総合所見	
6　その他		その他	

9　「※」印の欄は記入しないでください。

税　　申告書（　　年分・　年　月　日 / 年　月　日事業年度分・　　）に係る

受付印

税理士法第３３条の２第１項に規定する添付書面

33の2①

年　月　日
殿

※整理番号	

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（　）　－
書面作成に係る税理士	氏　名	
	事務所の所在地	電話（　）　－
	所属税理士会等	税理士会　支部　登録番号　第　号
税務代理権限証書の提出		有（　）・無
依頼者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　－

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の１から４に掲げる事項であります。

１　自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等

２　提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項

帳簿書類の名称	備考

※事務処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・　・		・　・	・　・

※整理番号	

3　計算し、整理した主な事項

(1)

区　　分	事　　項	備　　考

(2)

(1)のうち顕著な増減事項	増　減　理　由

(3)

(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変　更　等　の　理　由

※整理番号	

4　相談に応じた事項

事　　項	相　談　の　要　旨

5　その他

※整理番号	

＊追加記載する事項		
A		
B	C	D

＊追加記載する事項		
A		
B	C	D

税理士法第３３条の２第１項に規定する添付書面の記載要領

１　表題の（　）内の「事業年度分・」の後の余白には、相続税の申告書の場合は相続開始年月日を「○年○月○日相続開始」と記載し、月分の申告書の場合はその年月を「○年○月分」と記載してください。

２　「書面作成に係る税理士」の「事務所の所在地」欄には、この書面を作成した税理士が税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地（税理士法人の従たる事務所に所属している場合は当該従たる事務所の所在地）を記載してください。

３　「税務代理権限証書の提出」欄には、この書面を添付する申告書の納税者に係る法第３０条に規定する書面の提出の有無を○で囲んで表示し、「有」の場合には、税務代理の委任を受けた税目を（　）内に記載してください。

４　「２　提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項」の「備考」欄には、提示を受けた帳簿書類のうち、計算し、又は整理したもの以外のものを記載してください。

５　「３　計算し、整理した主な事項」欄の記載要領は、次のとおりです。

イ　(1)の「区分」欄には、勘定科目、申告調整科目等を記載してください。

ロ　(1)の「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度等を記載してください。

ハ　(1)の「備考」欄には、「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載してください。

ニ　(2)の「(1)のうち顕著な増減事項」欄には、(1)に記載したもののうち、前期（前年）等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を簡記し、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載してください。

ホ　(3)の「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」欄には、(1)に記載したもののうち、当期（当年）において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を簡記し、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載してください。

（注）　(2)及び(3)欄に記載した事項については、(1)欄への記載を省略して差し支えありません。

６　「４　相談に応じた事項」欄には、法第２条第１項第３号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を「事項」欄に記載し、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等を、「相談の要旨」欄に記載してください。

７　「５　その他」欄には、申告書の作成における所見等を記載してください。

８　「＊追加記載する事項」の各欄は、「１　自らが作成記入した帳簿書類に記載されている事項」ないし「５　その他」の各欄を使用しても、なお記載しきれない場合に使用してください。

（注）１枚で記載しきれない場合は、更に追加して使用してください。

この場合、「A」欄には、「１　自らが作成記入した帳簿書類に記載されている事項」ないし「５　その他」の記載しきれなかった項目名を記載し、「B」欄から「D」欄には、下表のとおり、「A」欄に記載した項目名の区分に応じて、それぞれ右の「B」欄から「D」欄に掲げる項目名及びその内容を記載してください。

「A」欄	「B」欄	「C」欄	「D」欄
１　自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項	帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等	
２　提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項	帳簿書類の名称	備考	
３　計算し、整理した主な事項(1)	区分	事項	備考
３　計算し、整理した主な事項(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増減理由	
３　計算し、整理した主な事項(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由	
４　相談に応じた事項	事項	相談の要旨	
５　その他		その他	

９　「※」印の欄は記入しないでください。

相続税の申告のためのチェックシート（令和５年１月以降提出用）

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめたものです。
申告書作成に際して、検討の上、申告書に添付してご提出くださるようお願いいたします。

なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の適用要件チェックシート」等、個人の事業用資産についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除』の適用要件チェックシート」等の確認もお願いいたします（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載しています。）。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
	相続財産の分割等	① 遺言書がありますか。	□	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書の写し	□	□※
		② 相続人に未成年者はいませんか。	□	○ 特別代理人選任の審判の証明書	□	
		③ 戸籍の謄本等がありますか。	□	○ 戸籍の謄本等（注１）	□	□
		④ 遺産分割協議書がありますか。	□	○ 遺産分割協議書の写し	□	□※
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。	□	○ 所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）	□	
		② 共有不動産はありませんか。	□			
		③ 先代名義の不動産はありませんか。	□			
		④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。	□			
		⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。	□			
		⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	□	○ 賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	□	
		⑦ 貸付地について、「土地の無償返還に関する届出書」は提出されていませんか。	□	○ 土地の無償返還に関する届出書	□	
		⑧ 土地に縄延びはありませんか。	□	○ 実測図等	□	
	事業(農業)用財産	○ 事業用財産又は農業用財産の計上漏れはありませんか。	□	○ 資産・負債の残高表、所得税青色申告決算書・収支内訳書	□	
	有価証券	① 株式・出資・公社債・貸付信託・証券投資信託の受益証券等の計上漏れはありませんか。	□	○ 証券、株券、通帳又はその預り証	□	
		② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	□	○ 証券、株券又はその預り証	□	
		③ 増資等による株式の増加分や端株についての計上漏れはありませんか。	□	○ 配当金支払通知書（保有株数表示）	□	
		④ 株式の割当を受ける権利、配当期待権はありませんか。	□	○ 評価明細書等	□	
		⑤ 日本国外の有価証券はありませんか。	□			
	現金・預貯金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。（現金の残高も確認しましたか。）	□	○ 預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳等	□	
		② 郵便貯金も計上していますか。	□			
		③ 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の預金も含みます。）。	□			
		④ 日本国外の預貯金はありませんか。	□			
		⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 利息は、相続開始日に解約するとした場合の利率で計算し、その額から源泉所得税相当額を控除します。	□			
	家庭用財産	○ 家庭用財産の計上漏れはありませんか。	□			
	生命保険金・退職手当金等	① 生命保険金の計上漏れはありませんか。	□	○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	□	
		② 生命保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。	□			
		③ 契約者が家族名義などで、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約はありませんか。	□			
		④ 退職手当金の計上漏れはありませんか。	□	○ 退職金の支払調書、取締役会議事録等	□	
		⑤ 弔慰金、花輪代、葬祭料等の支給を受けていませんか(退職手当金等に該当するものはありませんか。)。	□			

➤次頁に続く。

被相続人氏名

相続人代表

住　　所

氏　　名

電話　　（　　）

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
相続財産	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	□	○ 立木証明書、森林経営計画書、森林簿、森林組合等の精通者意見など	□	
	その他の財産	① 貸付金、前払金等はありませんか。	□	○ 法人税の確定申告書（控）、借用証等	□	
		② 庭園設備はありませんか。	□	○ 現物の確認（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	□	
		③ 自動車、ヨット等はありませんか。	□			
		④ 貴金属（金地金等）、書画、骨とう等はありませんか。	□			
		⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等の計上漏れはありませんか。	□	○ 会員証（券）	□	
		⑥ 未収給与、未収地代・家賃等はありませんか。	□	○ 賃貸借契約書、通帳、領収書（控）	□	
		⑦ 未収配当金の計上漏れはありませんか。	□			
		⑧ 特許権、著作権、営業権等はありませんか。	□	○ 評価明細書	□	□※
		⑨ 未収穫の農産物等はありませんか。	□	○ 総勘定元帳、決算書	□	
		⑩ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告の還付金はありませんか。	□	○ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書（控）	□	
		⑪ 損害保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。	□	○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	□	
債務・葬式費用	債務	① 借入金、未払金、未納となっていた固定資産税、所得税などの計上漏れはありませんか。	□	○ 納付書、納税通知書、請求書、手形	□	
		② 預り保証金（敷金）等の計上漏れはありませんか。	□	○ 賃貸借契約書	□	
		③ 相続を放棄した相続人はいませんか。	□	○ 相続権利放棄申述の証明書	□	
	葬式費用	① 法要や香典返しに要した費用が含まれていませんか。	□	○ 領収証、請求書等	□	
		② 墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	□			
生前贈与財産の相続財産への加算		【相続時精算課税】 ① 相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産は加算していますか。	□	○ 贈与税の申告書（控）	□	
				○ 申告書第11の２表	□	（申告書として提出）
		② 相続時精算課税適用者がいる場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 被相続人の戸籍の附票の写し（注３）	□	□
		【暦年課税】 ① 相続開始前３年以内に贈与を受けた財産は加算していますか（基礎控除額未満の贈与も含みます。）。	□	○ 贈与証書、贈与税の申告書（控）、預貯金通帳	□	
		② 配偶者が相続開始の年に被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭を特定贈与財産としている場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 申告書第14表	□	（申告書として提出）
				○ 配偶者の戸籍の附票の写し（注４）	□	□
				○ 居住用不動産の登記事項証明書	□	
		【「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る非課税の特例】 ○ 管理残額は加算していますか。	□	○ 金融機関等の営業所等で確認した管理残額が分かるもの	□	
評価	不動産	① 土地の評価は実測面積によっていますか。	□	○ 実測図	□	□※
		② 貸付地は地上権や賃借権又は借地借家法に規定する借地権が設定されている土地ですか。	□	○ 土地の賃貸借契約書、住宅地図	□	
		③ 配偶者居住権が設定されている土地ですか。	□	○ 配偶者居住権等の評価明細書	□	□※
		④ 土地の地目は現況地目で評価し、画地計算に誤りはありませんか（現況地目と固定資産税評価証明書の現況地目は同じですか。）。	□	○ 固定資産評価証明書	□	
				○ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（地形図の記載は、実測図・公図の添付により省略可）	□	□※
		⑤ 固定資産税評価額、財産評価基準の倍率、路線価並びに計算に誤りはありませんか。	□	○ 固定資産評価証明書	□	
		⑥ 借地権割合、借家権割合に誤りはありませんか。	□			
		⑦ 市街地周辺農地は20%評価減をしていますか。	□			
		⑧ 市街地農地は20%評価減をしていませんか。	□	○ 市街地農地等の評価明細書	□	□※
		⑨ 市街地農地等の宅地造成費の計算誤りはありませんか。	□			
		⑩ たな卸資産である不動産の評価は適正ですか。	□			
	非上場株式	① 貸借対照表に計上されていない借地権はありませんか。	□	○ 土地の賃貸借契約書	□	
		② 機械等に係る割増償却額を修正していますか。	□			
		③ 法人の受取生命保険金及び生命保険の権利の評価を資産計上していますか。	□			
		④ 財産的価値のない繰延資産を資産計上していませんか。	□			
				○ 法人税の確定申告書（控）	□	
		⑤ 準備金、引当金（平成14年改正法人税法附則第８条第２項及び第３項適用後の退職給与引当金を除きます。）を負債計上していませんか。	□	○ 取引相場のない株式の評価明細書	□	□※
		⑥ 死亡退職金を負債計上していますか。	□			
		⑦ 受取生命保険金の保険差益について、課される法人税額等を負債計上していますか。	□			
		⑧ 未納公租公課を負債計上していますか。	□	○ 納税通知書	□	
		⑨ ３年以内に取得した土地建物等は、「通常の取引価額」で計上していますか。	□	○ 不動産売買契約書、登記事項証明書	□	

➤次頁に続く。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
評価	上場株式等	① 上場株式の評価に誤りはありませんか。 ② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。	□ □	○ 上場株式の評価明細書等	□	□※
評価	立木	① 相続人及び包括受遺者の取得したものについて15%の評価減をしていますか。	□	○ 山林・森林の立木の評価明細書	□	□※
評価	立木	② 林地の実面積で評価していますか。	□	○ 実測図等	□	□※
特例	小規模宅地等	① 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 申告書第11・11の２表の付表１ ○ 申告書第11・11の２表の付表１(別表１) ○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）（注２）	□ □ □ □	(申告書として提出) (申告書として提出) □ □
特例	小規模宅地等	イ 特定事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 特定事業用宅地等が平成31年４月１日以後に新たに被相続人等の事業の用に供されたものであるときに限ります。	□	○ 申告書第11・11の２表の付表１(別表２)	□	(申告書として提出)
特例	小規模宅地等	ロ 特定居住用宅地等に該当する場合 ・ 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー（個人番号）を有する者である場合には提出不要です。）	□	□
特例	小規模宅地等	・・ 被相続人の親族で、相続開始前３年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 一定の経過措置がありますので、詳しくは「相続税の申告のしかた」をご確認ください。	□	○ 相続開始前３年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する者である場合には提出不要です。） ○ 相続開始前３年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ○ 相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類	□ □ □	□ □ □
特例	小規模宅地等	・ 被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 被相続人の戸籍の附票の写し ○ 介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し等 ○ 施設への入所時における契約書の写し等	□ □ □	□ □ □
特例	小規模宅地等	ハ 一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等で、特定事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 総務大臣が交付した証明書	□	□
特例	小規模宅地等	ニ 特定同族会社事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 法人の定款の写し ○ 法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有するその法人の株式の総数（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの	□ □	□ □
特例	小規模宅地等	ホ 貸付事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年４月１日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときに限ります。	□	○ 過去４年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど被相続人等が相続開始の日まで３年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類	□	□
特例	小規模宅地等	② 特定居住用宅地等は、取得者ごとの居住継続（相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住していること）、所有継続（相続税の申告期限まで有していること）の要件を満たしていますか。	□			
特例	小規模宅地等	③ 居住用の部分と貸付用の部分があるマンションの敷地等については、それぞれの部分ごとに面積をあん分して軽減割合を計算していますか。	□	○ 賃貸借契約書等	□	
特例	小規模宅地等	④ 貸付事業用宅地等（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐場業及び準事業）について、特定事業用宅地等として80%減をしていませんか。	□	○ 収支内訳書（不動産所得用）	□	
特例	小規模宅地等	⑤ 面積制限の計算を適正にしていますか。	□	○ 申告書第11・11の２表の付表１	□	(申告書として提出)
特例	小規模宅地等	⑥ 未分割の宅地に適用していませんか。	□	○ 遺言書又は遺産分割協議書	□	
特例	小規模宅地等	○ 未分割の場合に「申告期限後３年以内の分割見込書」を添付していますか。	□	○ 申告期限後３年以内の分割見込書	□	□

➤次頁に続く。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
特例	特定計画山林	① 調整限度額の計算を適正にしていますか。	□	○ 申告書第11・11の２表の付表２又は付表２の２	□	(申告書として提出)
		② 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	□	□
				○ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）（注２）	□	□
				○ 森林経営計画書の写し	□	□
				○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	□	□
		○ 未分割の場合に「申告期限後３年以内の分割見込書」を添付していますか。	□	○ 申告期限後３年以内の分割見込書	□	□
	農地等の納税猶予	① 期限内申告ですか。	□			
		② 遺言書又は遺産分割協議書がありますか。	□	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	□	
		③ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。	□			
		④ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていた場合、特例適用者は相続人であり、かつ、速やかに農業経営を開始していますか。	□	○ 贈与税の申告書（控）	□	
		その特例農地等を計上していますか。				
		⑤ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等（都市営農農地等を除きます。）に特例を適用していませんか。	□			
		⑥ 必要な書類を添付していますか。	□	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	□	□
				○ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）（注２）	□	□
				○ 農業委員会の適格者証明書等	□	□
				○ 担保の提供に関する書類	□	□
課税価格		○ 申告書第１表の⑥のAは各人の課税価格の合計額となっていますか。	□	○ 申告書第１表・第１表（続）	□	(申告書として提出)
基礎控除額		① 法定相続人数は戸籍謄本等で確認しましたか。	□	○ 戸籍の謄本等（注１）	□	□
		② 代襲相続人はいませんか。	□			
		③ 養子縁組（又は取消し）した人はいませんか。	□			
		④ 法定相続人の数に含める養子の数は確認しましたか（実子がいる場合には１人、実子がいない場合には２人となります。）。	□			
税額計算等	税額加算	① 相続人以外で遺贈・死因贈与により財産を取得された方はいませんか。	□	○ 遺言書、贈与契約書	□	□※
		② 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫（代襲相続人を除きます。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の２割加算をしていますか。	□	○ 申告書第４表	□	(申告書として提出)
	税額計算	○ 法定相続分の計算は正しくされていますか（特に相続人に代襲相続人がいる場合）。	□	○ 申告書第２表	□	(申告書として提出)
	税額控除	○ 贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除や相次相続控除などの控除額に誤りはありませんか。	□	○ 贈与税の申告書（控）、障害者手帳、戸籍の謄本等、相続税の申告書	□	
	配偶者税額軽減 配偶者の取得財産については分割済	① 遺言書又は遺産分割協議書の写しを添付しましたか。	□	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	□	□
		② 共同相続人等全員（特別代理人がいる場合には、特別代理人を含みます。）の印鑑証明書を添付しましたか。	□	○ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）（注２）	□	□
	配偶者税額軽減 未分割（全部又は一部）	○ 「申告期限後３年以内の分割見込書」を添付していますか。	□	○ 申告期限後３年以内の分割見込書	□	□

その他検討項目	検討済(レ)	添付(レ)
① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。	□	
② 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。	□	
③ 被相続人の所得税及び復興特別所得税について確定申告が必要な場合は、相続開始日の翌日から４か月以内に行う必要があります。	□	
④ 相続税の延納、物納をされる場合は、申請書を相続税の申告書と同時に提出する必要があります。	□	
⑤ 相続税の還付申告の方は、還付される税額の受取場所を申告書第１表の付表２に記載してください。	□	
⑥ 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、申告書に記載された各相続人の本人確認書類の写しを添付する必要があります。 なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。 （注）相続税の申告書は、e-Taxを利用して提出（送信）することができます。 この場合、申告書の添付書類については、イメージデータで提出することができます。 詳しくは、e-Taxホームページ【https://www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。	□	□
⑦ 特定の一般社団法人等の理事（理事であった一定の者を含みます。）が死亡した場合における課税の特例が適用される場合に該当しませんか。	□	

注１ 「戸籍の謄本等」は次のいずれかの書類（複写したものを含みます。）を提出してください。
① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。）
なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本（複写したものを含みます。）も提出してください。
２ 配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等、特定計画山林及び農地等の納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「印鑑証明書」は必ず原本を提出してください。
３ 「戸籍の附票の写し」（複写したものを含みます。）は相続開始の日以後に作成されたものに限ります。
４ 「戸籍の附票の写し」は被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。